

手数料の見直し（案）

事務の名称	麻薬及び向精神薬関係事務
-------	--------------

以下は令和8年第1回定例県議会へ提案した条例改正案の内容です。
 県議会で条例が可決された場合、令和8年4月1日から施行する予定です。

（単位：円）

手数料の名称・区分		単位	料金		
			改定前	改定後（案）	改定見込額
麻薬取扱者免許 申請手数料	麻薬卸売業者	件	14,600	<u>16,100</u>	1,500
	麻薬小売業者	件	3,900	<u>4,500</u>	600
	麻薬施用者	件	3,900	<u>4,500</u>	600
	麻薬管理者	件	3,900	<u>4,500</u>	600
	麻薬研究者	件	3,900	<u>4,500</u>	600
麻薬取扱者免許証再交付申請手数料		件	2,700	<u>3,250</u>	550
向精神薬卸売業者免許申請手数料		件	14,600	<u>16,100</u>	1,500
向精神薬卸売業者免許証再交付申請手数料		件	2,700	<u>3,250</u>	550
向精神薬小売業者免許申請手数料		件	3,900	<u>4,500</u>	600
向精神薬小売業者免許証再交付申請手数料		件	2,700	<u>3,250</u>	550
向精神薬試験研究施設設置者登録申請手数料		件	3,900	<u>4,500</u>	600
向精神薬試験研究施設設置者登録証再交付申請手数料		件	2,700	<u>3,250</u>	550